

# 投稿規定

論文投稿の際の必要書類は近畿産科婦人科学会のホームページにも掲載 (<http://www.kinsanpu.jp>)

## 1. 投稿資格

原則として本会会員に限る。ただし会員以外のもので、編集委員会が承認され、所定の掲載料を支払ったものは受けつける。

## 2. 投稿内容

本誌は産科学、婦人科学、これらと関連のある領域ならびに本会に関係のある原稿を広く受けつける。

・投稿原稿の種類：原著（臨床研究・基礎研究他）、症例報告、総説、短報、手紙、内外文献紹介、学会ならびに各府県医学会の事項、学術集会シンポジウム記録、研究部会二次抄録、一般演題抄録および記事、座談会、随筆、その他。

・査読対象原稿：原著（臨床研究・基礎研究他）、症例報告、総説、短報、手紙、を査読の対象原稿とする。

なお、これらは倫理的観点から十分考慮されたものでなければならない。倫理的に注意すべき点がある場合、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を参照し、各著者の所属する大学・病院等での倫理委員会等の審査を受けなければならない。なお、編集委員会よりその証明を請求される場合がある。

論文について開示すべき利益相反があるときは、投稿時にその内容を明記する。利益相反状態の有無の基準は、公益社団法人日本産科婦人科学会の「利益相反に関する指針」([http://jsog.umin.ac.jp/COI\\_1.pdf](http://jsog.umin.ac.jp/COI_1.pdf))運用細則による。

## 3. 論文原稿送付について

1) 投稿の方法は電子投稿に限る。

<https://mc.manuscriptcentral.com/kinsanpu>にアクセスし、必須事項を入力の上、表示される指示に従って投稿すること。

2) 必ず投稿前にファイル内の文字化け、画像の鮮明度などを確認すること。

3) すべての著者は所定の誓約書、著作権移譲書、英文校閲確認書をpdf形式の電子ファイルとして、アップロードすること。

## 4. 論文の受理

他誌に未発表の論文で、その原稿は以下に述べる投稿規定を満足し、直ちに印刷できる状態にあるものでなければならない。論文の採否は査読のうえ、常任編集委員会で決定する。

## 5. 論文の著作権について

論文の著作権は、近畿産科婦人科学会に所属する。

## 6. 論文の掲載

論文は、印刷雑誌およびオンラインジャーナルに掲載する。論文の掲載は受理順によるが、速やかな掲載を希望するときは、特別掲載として取り扱う。希望者はその旨朱書すること。

## 7. 論文作成

論文は和文または英文とする。

論文作成には次の諸点に留意されたい。

### 1) 和文論文の場合

a. 記載事項：表題、著者名（筆頭著者を含め8名までとする）、所属、緒言、研究（実験）方法、結果（成績）、考案、総括または結論、参考文献、付図・表説明の順に記載し、別に図表と、800字以内の和文抄録および和文キーワード（5語以内）を付す。また英語にて、表題（文頭のみ大文字とする）、著者名、所属を表記し、200ワード以内の英文抄録および英文Key words（5ワード以内）を付す。

英文抄録は、医学系の英語Native Speakerの校閲を受け、その校閲者の署名を、英文校閲確認書に明記して提出する。

また、症例について記載する際には、プライバシー保護の観点から必要最小限の情報のみを記載すること（来院日や手術日などの具体的な記述はしない等）。

b. 体裁：当用漢字、現代かなづかいで、横書きとする。原稿の長さは原則として、本誌20頁以内（1頁約1600字）とする。文字原稿作成にはMicrosoft Wordを用い、必ず連続で行番号を付記する。

### 2) 英文論文の場合

a. 記載項目：表題、著者名（筆頭著者を含め8名までとする）、所属（公式に定められた英訳名）、Abstract（200ワード以内）、Key words（5ワード以内）、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, References, Figure Legends, Table Legendsの順に記載し、別に図表と800字以内の和文抄録を同時に提出すること。

b. 体裁：原稿の長さは原則として、本誌10頁以内とする。文字原稿はMicrosoft Wordを用いて作成し、連続で行番号を付記し、A4用紙に出力する。

c. 必ず医学系の英語Native Speakerの校閲を受け、その校閲者の署名を、英文校閲確認書に明記して提出する。

3) 学術用語：日本医学会の所定に従い、動物名はカタカナで（例：ラット、モルモット）、化学物質名、薬品名は原語を活字体またはカタカナで、外国の人名、地名は原語のまま活字体で書くこと。なお、治療薬の表記は、原則として一般名で表現すること。また、利益相反の問題に十分配慮すること。

4) 単位、記号：メートル法または公式の略語を用いる。例：m, cm, mm, g, mg,  $\mu$ g, ng, pg, l, ml,  $^{\circ}$ C, pH, M, IU, cpmなど。

5) 参考文献：本文中では、参考箇所の上付きで出典順に番号を打って記載する（例：1）1-5）

1, 5)). 篇末には出典順に次の要領でまとめる。

a. 雑誌：雑誌名は、和文誌は医学中央雑誌略名（医学中央雑誌刊行会編）、欧文誌は Quarterly Cumulative Index Medicus 等に従って略する。

著者は3人までは全員、4人以上の場合は3人と他(et al.)とする。欧文著者は姓を先に、名は略記で後に付す。

著者名：題名、雑誌名、巻：開始頁終了頁、発表西暦年。

例：小西郁生、伊東和子、堀内晶子：内膜症を母地とする卵巣癌の特徴と予後。臨産、60：134-139, 2006.

East N, Alobaid A, Goffin F, et al. : Granulosa cell tumour : a recurrence 40 years after initial diagnosis. J Obstet Gynecol Can, 27 : 363-364, 2005.

b. 単行本：著者名：書名、開始頁終了頁、出版社、発行地、発行西暦年。

例：大熊輝夫：現代臨床精神医学。p57-71, 金原出版、東京、2005.

Cunningham FG, Gant NF, Leveno KJ : Williams Obstetrics 21st. p681-682, McGraw-Hill, New York, 2001.

c. 全集または分担執筆：執筆者名：題名、“全書名”編者名、(巻数)、開始頁終了頁、出版社、発行地、発行西暦年。

例：森 崇英：着床の基礎組織。“図説 ARTマニユアル”森 崇英、久保春海、岡村 均編、p171-186, 永井書店、大阪、2002.

Patrick D : Maternal and perinatal infection. “Obstetrics ; normal and problem pregnancies” 4 ed. Ed by Gabbe SG, Niebyl JR, Simpson JL, p1293-1345, Churchill Livingstone, New York, 2002.

d. 欧文原稿の文献引用で和文誌を引用するときは、公式欧文略号を用い、それがない場合は日本語名をそのままローマ字書きとする。いずれの場合も (In Japanese) と註記すること。

6) 図表：適切なソフト (Excel, Power Point, Photoshop等) を用いて作成し、通しナンバーを付ける。図表にはタイトルを付ける。また写真は図 (Fig) として取り扱う。光顕写真には撮影倍率を明記し、電顕写真にはスケールを入れること。また図表の挿入位置を文中に明記し、原稿右空白欄に朱書のこと。

## 8. 学術集会記録および研究部会二次抄録投稿形式

### 1) 学術集会記録

a. 投稿論文の形式はシンポジウム座長が決定するが、原則として原著ではなく、シンポジウム記録とする。

b. 一課題につき頁数は総計40頁（1頁約1600字）程度とする。

c. 掲載料は投稿規定に定めるところによる。

### 2) 研究部会二次抄録

a. 投稿形式は、原則として二次抄録である。

b. 掲載料は投稿規定に定めるところによる。

3) 学術集会記録および研究部会二次抄録とも、表題、著者名、所属を和文と英文の両方で表記する。

## 9. 短報作成

1) 本誌4頁（1頁約1600字）以内、図表は1～2、写真は1、参考文献は5つ以内とする。

2) 掲載料は投稿規定に定めるところによる。

## 10. 校 正

掲載論文は初校のみ著者校正とする。この際には組版面積に影響を与えるような改変は許されない。

## 11. 別 冊

別冊の希望部数は著者校正の際に、校正紙に朱書のこと。

## 12. 掲載料

投稿料、掲載料は無料である。しかし、下記に対しては実費を申し受ける。

1) 特別掲載は全額著者負担

2) 表組み、写真版、図・スケッチ、原色版、特別印刷などの費用

3) 本誌6頁以上の超過頁

4) 別冊代およびその郵送料（電子メールによるPDFファイル送信は無料）

5) 学術集会シンポジウム記録

各シンポジウムにつき5頁までは無料とし、残り35頁分については、上記2)と3)に基づいた計算額の2分の1を徴集する。なお、その負担者については学術集会長および座長が相談のうえ決定する。

6) 研究部会記録

各研究部会につき5頁までは無料とし、それ以上の超過頁については、上記2)と3)に基づいた計算額の2分の1を徴集する。なお、その負担者については世話人が決定する。

これらの費用は論文が掲載されたときに徴集する。

## 13. 論文原稿の掲載順位、体裁等について

これについては、編集委員会に一任する。

## 14. 投稿規定の改変

投稿規定の改変は、そのつど編集委員会によって行う。

昭和58年6月1日改定	平成22年2月10日改定
昭和61年7月16日改定	平成24年5月13日改定
平成4年2月23日改定	平成24年12月6日改定
平成10年5月24日改定	平成25年12月12日改定
平成13年12月13日改定	平成27年12月10日改定
平成14年12月12日改定	平成30年10月30日改定
平成15年12月11日改定	

### (注意事項)

\* 1 研究部会二次抄録は査読制を敷いておりませんが、専門医認定審査や専攻医指導施設基準認定のための対象論文にはなっておりません。

\* 2 研究部会二次抄録の内容を他誌に投稿する場合は、2重投稿にご注意ください。

\* 3 「個人情報の保護に関する法律」を熟読の上投稿してください。